

特記仕様書

工事番号	2022108202
工 事 名	令和4年度 一般市道舗装補修工事(その4)

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。
 ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領
 ・工事請負契約書
 ・愛知県建設局発行土木工事標準仕様書
 ・関係法令及び諸工事基準

なお、土木工事標準仕様書は、愛知県建設局土木部建設企画課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。
 なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示
I	工法関係	① 工事施工関係	1 工法指定	指定工種及び工法		
				工法指定する理由		
			2 仮設工事	仮設工法		
				仮設工法選定条件		
			3 仮設備	仮設備の構造		
				仮設備の施工方法		
				仮設備の設計条件		
			4 薬液注入	設計の前提条件		
				施工区分		
				材料種類		
				施工範囲		
				削孔本数及び延長		
				注入量及び注入圧		
				周辺環境調査の内容		
			5 現場発生品	品名・規格・数量		
				引渡場所・運搬距離		
				再使用の有無		
			6 支給品及び貸与品	品名・規格・数量		
				品質・性能		
			7 部分使用	引渡場所・運搬距離		
				部分使用箇所		
				部分使用時期		
				部分使用目的		
		② 工事用道路	○ 1 一般道の使用	搬入経路		○
				搬出経路		
				使用期間	工事期間中	
				使用時間帯	原則9時から17時まで	
				使用中・使用後の処置内容	全面占用可	
			2 仮道路	仮設道路の構造		
				安全施設等の設置内容		
				安全施設等の設置期間		
				工事終了後の存置・撤去		
				維持補修の内容		
		③ 品管	1 品質管理	品質管理に関する条件		
II	工程関係	① 関連工事	1 関連工事	関連する工事名及び発注者		
				関連する工事内容		
				調整結果内容		
				施工に係る条件		
			○ 2 占用支障物件協議	占用支障物件名	2工区:ゴミステーション移設	○
				協議結果内容	工程調整を石橋町内会と行い、町内会が移設する。	
				施工に係る条件	清掃事業所とも調整すること。	
				協議成立見込時期(未了の場合)		
				占用支障物件名		
				協議結果内容		
				施工に係る条件		
				協議成立見込時期(未了の場合)		

大項目		中項目		適用項目	小項目		明示事項			内容				参考明示				
		②	関係機関	○	1	交差協議	協議機関名			公安委員会								
							協議結果内容											
							施工に係る条件			安全管理計画書(保安設備図等)の作成								
							協議成立見込時期 (未了の場合)											
				○	2	地元調整	調整結果内容			工事お知らせ文の作成								
							施工に係る条件			工事内容、施工方法の説明をし、承諾を得る								
				○	3	法令等手続き	手続き先機関			消防署、清掃事業所								
							協議結果内容											
							施工に係る条件			交通規制による届出、調整をし報告すること								
							協議成立見込時期 (未了の場合)											
				Ⅲ	用地関係	①	用地関係	1	借地	場所及び範囲								
										時期及び期間								
使用条件																		
復旧方法																		
工事に必要な土地の借地料																		
2	工事用地の復旧	場所及び範囲																
		時期及び期間																
		使用条件																
		復旧方法																
3	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分																
		調査時期																
		調査方法																
		調査範囲																
		調査項目																
4	立木伐採	対象範囲																
		処理方法																
Ⅳ	安全策関係	①	安全策関係					1	交通安全施設	指定内容								
										指定期間								
								2	近接施工	近接する施設								
				施工方法・作業時間帯等														
				○	3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の 検定合格者 B・・・資格者以外	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当											
							上記該当路線名			市道 東山下り坂線ほか								
							配置位置		配置人数		時間		交替要員	期間	備考			
							A	B										
							工事施工箇所の起 終点				2	9:00-17:00	有	38.5日				
							交通誘導警備員配置図			愛知県の道路工事保安設備設置基準のとおりとする								
							交通誘導警備員配置期間算出表											
Ⅴ	建設副産物	①	建設発生土	1	建設発生土の利用	搬入元利用方法		数量	土質区分	片道 運搬距離	備考							
						現場 利用 条件	土質試験		項目									
									箇所・数									
							土質改良											
							仮置き場											
				○	2	建設発生土の搬出	搬出先		数量		土質区分	片道 運搬距離	備考					
							指定改良 工場		設計書のとおり (数量については変更対 象とする)		Ⅳ	設計書のと おり						
							現場 利用 条件	土質試験		項目								
										箇所・数								
								土質改良										
								仮置き場										

大項目		中項目	適用項目	小項目		明示事項		内容			参考明示		
		②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	搬入元利用方法	数量	処理等施設の名称	片道運搬距離	処理方法受入条件等	○	
							アスファルト殻 コンクリート殻		設計書のとおり	中間処理施設	設計書のとおり		
							濁水						
							※ 建設廃棄物の数量については、変更対象とする。						
							Ⅵ	資料の確認	①	資料の確認			1
	2	測量成果簿の貸与											
	3	用地境界杭の確認資料提示											
	4	測量基準点の確認資料提示											
	5	地下埋設物の確認資料提示											
	6	設計委託成果の貸与											
Ⅶ	その他	①	その他		1	調査・試験等に対する協力							
					2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種							

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。
但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(下請届)

第5条 安城市工事請負契約約款第7条に記載のある下請届は、提出不要とする。

(監督員)

第6条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第7条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第8条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目の内、施工方法及び施工管理計画については、施工計画書に記載しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第12条 「1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)」は、変更積算のみに適用する。
2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(現場代理人の常駐)

第13条 本工事は、現場代理人の常駐を必要とする工事である。

(架空線等上空施設)

第14条 受注者は、工事着手前に架空線等上空施設の調査を行い、損傷及び感電防止等の必要な措置を講じなければならない。

(工期設定条件)【参考明示】

第15条 工期には、施行に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでおり、特記仕様書として参考明示する。

準備期間	62日間
後片付け期間	20日間
雨休率	0.75

(完全週休2日制・週休2日制工事)

第16条 完全週休2日制・週休2日制工事に取り組もうとする場合は、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。